

## 平成19年度さいたま市下水道事業会計予算

### ( 総 則 )

第1条 平成19年度さいたま市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### ( 業務の予定量 )

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

( 1 ) 汚水処理戸数	387,580 戸
( 2 ) 年間総汚水処理水量	128,402,247 m <sup>3</sup>
( 3 ) 一日平均汚水処理水量	351,787 m <sup>3</sup>
( 4 ) 主要な建設改良事業	
管きよ整備事業費	15,569,278 千円

### ( 収益的収入及び支出 )

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益			21,715,090 千円
第1項 営業収益			13,954,356 千円
第2項 営業外収益			7,760,734 千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用			21,839,000 千円
第1項 営業費用			15,339,212 千円
第2項 営業外費用			6,363,196 千円
第3項 特別損失			127,427 千円
第4項 予備費			9,165 千円

( 資本的収入及び支出 )

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める ( 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,088,044 千円は、減債積立金 65,225千円、当年度分損益勘定留保資金 8,022,819千円で補てんするものとする。 )。

収 入	
第1款 資本的収入	17,147,956 千円
第1項 企業債	8,459,100 千円
第2項 他会計出資金	3,957,125 千円
第3項 他会計負担金	702,717 千円
第4項 国庫補助金	3,216,500 千円
第5項 負担金	784,998 千円
第6項 長期貸付金返還金	27,516 千円
支 出	
第1款 資本的支出	25,236,000 千円
第1項 建設改良費	16,570,676 千円
第2項 企業債償還金	8,621,550 千円
第3項 長期貸付金	33,110 千円
第4項 予備費	10,664 千円

( 企業債 )

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 7,119,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	482,800			
資本費平準化	574,800			
特別措置分	281,600			
合計	8,459,100			

( 一時借入金 )

第6条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

( 予定支出の各項の経費の金額の流用 )

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

( 1 ) 営業費用及び営業外費用の間の流用

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

( 1 ) 職 員 給 与 費 1,619,111 千円

( 他会計からの補助金 )

第9条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、15,864,943千円である。

平成19年2月8日 提出

さいたま市長 相 川 宗 一